

天理市観光物産センター条例（平成24年6月29日条例第16号）

最終改正:平成28年3月24日条例第23号

改正内容:平成28年3月24日条例第23号 [平成29年4月1日]

○天理市観光物産センター条例

平成24年6月29日条例第16号

改正

平成28年3月24日条例第23号

天理市観光物産センター条例

(設置)

第1条 本市の観光、物産等に関する情報を提供し、特産物等を販売することにより、観光と産業の振興を図り、もって地域の活性化に資するため、観光物産センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 観光物産センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
天理市観光物産センター	天理市川原城町816番地

(事業)

第3条 天理市観光物産センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- 観光の案内、紹介等に関すること。
- 特産物等の展示及び販売に関すること。
- その他必要な事業

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、センターの管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(開館時間及び休館日)

第5条 センターの開館時間及び休館日については、規則で定める。

(入場の制限)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターへの入場を制限することができる。

- 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認めるとき。
- 施設、設備、展示物等を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき。
- 他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- その他管理上不相当と認めるとき。

(損害賠償等)

第7条 センターの施設、設備、展示物等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、その賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年9月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日条例第23号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。